

消費税率引き上げに伴う湯河原パークウェイの使用料金変更について

2019年9月20日

伊豆箱根鉄道株式会社

伊豆箱根鉄道株式会社（本社：静岡県三島市 代表取締役社長：伍堂 文康）が運営する湯河原パークウェイでは、9月18日下記のとおり関東運輸局長より使用料金変更の認可を受けました。

1. 申請理由

2019年10月1日からの消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、同日付（実施日）で消費税相当分を使用料金に転嫁させていただくため。

2. 主な申請内容

(1) 使用料金を変更しようとする一般自動車道の区間

自：神奈川県足柄下郡湯河原町宮上字城ヶ尾784番地の1

至：神奈川県足柄下郡湯河原町宮上字竹沢800番地

キロ数：5.708キロメートル

3. 変更しようとする使用料金の種類、額及び適用方法

(1) 使用料金の種類及び額

(単位:円)

車両区分		新使用料金	旧使用料金
二輪自動車		340	330
軽自動車	乗 用	500	490
	貨 物	500	490
小型自動車	乗 用	500	490
	貨 物	500	490
普通自動車	乗 用	500	490
	貨 物	500	490
バス型自動車	マイクロバス	1,190	1,190
	路線バス	1,190	1,190
	その他	1,950	1,950
大型貨物自動車		1,950	1,950

※注

- ①「バス型自動車」とは、乗車定員11人以上の普通乗用車又は小型乗用車をいう。
- ②「マイクロバス」とは、路線バスを除いた乗車定員11人以上、29人以下で、車両総重量8,000kg未満のバス型自動車をいう。
- ③「大型貨物自動車」とは、下記のものを用いる。
 - ・普通貨物自動車で車両総重量8,000kg以上のもの、又は最大積載量が5,000kg以上のもの。
 - ・普通貨物自動車が他の車両を連結して通行するもの。
 - ・大型特殊自動車。

(2) 使用料金の割引

(単位:円)

車両区分		新使用料金	旧使用料金
障害者割引	二輪車	160	170
	普通車	220	250
宿泊者割引	二輪車	200	200
	普通車	200	200
回数券(13回券)		5,000	4,900

※注 回数券は10回券料金につき13回券。(軽・小型・普通自動車に限る)

(3) 使用料金の適用方法

- ①3の(1)に掲げる使用料金は、2に掲げる区間の通行片道1回ごとの料金とする。
- ②車両区分については、道路運送車両法に基づく車両区分並びに3の(1)の※注に掲げる区分により適用する。
- ③乗用自動車及び貨物自動車以外の自動車(特殊用途自動車、小型特殊自動車、臨時運行の許可を受けた自動車等)については、車名、形式等を勘案して自動車の区分を定め、3の(1)に掲げる使用料金を適用する。

4. その他

掲示物を掲出し、ホームページ等各種媒体による告知を行うと共に、お客さまからの問い合わせに対応する体制を整えます。

5. 本件に関するお問い合わせ

伊豆箱根鉄道株式会社 観光事業部

電話 (055) 977-1273 (平日9:30~16:30) ※土休日・年末年始を除きます。

ホームページ <http://www.izuhakone.co.jp>